

「戸建賃貸住宅住替改修支援事業」について

民間中古住宅市場の充実や良質な空き家の有効活用に対する支援を通じて、空き家の増加を抑制するとともに、中古住宅の流通の促進を図ります。

戸建住宅等を所有する高齢者等に対して、その住宅を賃貸するために必要となる改修工事等の費用の一部を助成します。

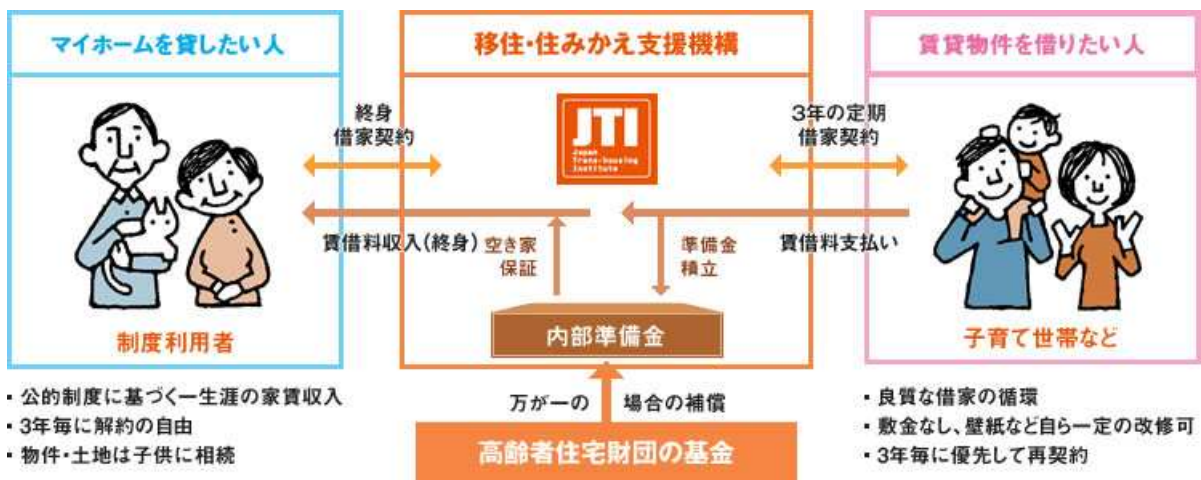
[目的]

一般社団法人移住・住みかえ支援機構（以下、「J T I」という。）と不動産関係団体と連携しながら、良質な住宅ストックの形成と持家の賃貸化を支援し、年齢層や生活スタイルの変化に応じた住替えの促進を目指します。

[事業内容]

J T I の「マイホーム借上げ制度」の利用する方のうち、一定の要件を満たす場合、賃貸を行うために必要となる改修等費用の一部を本市が補助します。

<マイホーム借上げ制度イメージ図>



[補助対象者]

J T I と終身借家契約を締結される戸建住宅等の所有者。

[補助対象建築物]

戸建住宅（兼用住宅含む）、長屋住宅で一定の耐震性を有するもの。

[補助限度額]

- ・住宅の機能向上のために行う改修工事に要する費用の 1/2（上限 50 万円）
- ・家財整理等の家屋内整理作業に要する費用の 1/2（上限 5 万円）

[今後のスケジュール]

- ・「マイホーム借上げ制度」説明会 日 時：平成 28 年 6 月 11 日（土）10 時～12 時
場 所：西宮市民会館 1 階大ホール
対象者：市民（50 才以上のシニアの方等）